

令和6年度「埼玉県学力・学習状況調査」業務委託
企画提案競技に係る仕様書

1 調査の概要

(1) 調査の名称

令和6年度「埼玉県学力・学習状況調査」

(2) 調査の目的

埼玉県（以下「県」という。）の児童生徒の学力や学習に関する事項等を把握することで、教育施策や指導の工夫改善を図り、児童生徒一人一人の学力を確実に伸ばす教育を推進する。

(3) 調査対象

- ・県内市町村教育委員会、小・中学校及び義務教育学校並びに小・中学校及び義務教育学校の児童生徒（特別支援学級及び特別支援学校に在籍する児童生徒については、市町村教育委員会から調査利用の申出があった場合）
- ・県立特別支援学校小・中学部に在籍する児童生徒（学校長から調査利用の申出があった場合）
- ・対象学年は小学校 第4学年から第6学年
中学校 第1学年から第3学年
義務教育学校 第4学年から第9学年

※ とともに、さいたま市を除く

（参考）対象者数等（見込）

○県内62市町村教育委員会

○県内の公立小中学校等

学校数1,050校程度

○参加希望のある県立特別支援学校

学校数20校程度

○県内の公立小学校等の第4学年から第6学年児童

約143,000人 学校数 690校程度

○県内の公立中学校等の第1学年から第3学年生徒

約143,000人 学校数 360校程度

(4) 調査内容

ア 児童生徒に対する調査

○ 教科に関する調査

・教科

小学校第4学年から第6学年まで	国語、算数
中学校第1学年	国語、数学
中学校第2学年及び第3学年	国語、数学、英語
義務教育学校第4学年から第9学年まで	小・中学校の該当学年に準ずる

・出題範囲

学習指導要領に示された内容のうち調査する各学年の前学年までの内容

○ 質問調査

学習意欲、学習方法及び生活習慣等に関する事項

イ 学校及び市町村教育委員会に対する調査

学校における教育活動並びに学校及び市町村における教育条件の整備等に関する事項

(5) 実施方法

全校タブレット端末等を活用した調査（以下、「CBT」という。）で実施する。

(6) 調査期間

令和6年4月24日（水）～令和6年5月22日（水）

※令和6年5月20日（月）～令和6年5月22日（水）は予備日

2 委託内容

(委託業務及び留意事項の一覧) ※委託業務のスケジュールは別紙1を参照のこと。

	内容
(1)	事業計画の策定
(2)	事業の実施に係る一連の仕組みの構築
(3)	CBT システム
(4)	CBT 体験の実施
(5)	実施マニュアル・保護者用リーフレットの作成
(6)	児童生徒向け注意喚起動画の作成
(7)	実施説明会の運営補助
(8)	調査問題等の作成・搭載及び問題検討委員会の運営補助
(9)	教科に関する調査の測定
(10)	調査に関する必要な資材の作成
(11)	個人の調査結果を継続して把握する仕組みの構築
(12)	配送の実施
(13)	MEXCBT の結果データ確認
(14)	採点の実施
(15)	集計・分析の実施及び分析検討委員会の補助
(16)	調査結果資料の作成・提供
(17)	分析支援プログラムの作成
(18)	調査実施に当たっての連絡調整窓口の設置
(19)	情報セキュリティを確保するための措置
(20)	納入品の検収
(21)	事業全体の管理
(22)	事業者間の引継
(23)	作成物の電子媒体での提供
(24)	守秘義務
(25)	著作権等の帰属について
(26)	調査に関する統計情報等の提供
(27)	協議事項

(委託内容の詳細)

(1) 事業計画の策定

本仕様書、別紙1～3に示す各事項を踏まえ、調査を円滑かつ確実に実施するための事業計画を作成し、提案すること。

- 本仕様書に示す各事項を踏まえた調査問題の作成、システム搭載、配送、文部科学省 CBT システム（以下、「MEXCBT」という。）の結果データ確認、採点・集計・分析、結果提供など各工程の事業スケジュールを作成すること。
- 各業務のスケジュールに関しては、別紙1に示す委託業務のスケジュールを遂行できるようにすること。

(2) 事業の実施に係る一連の仕組みの構築

本仕様書、別紙 1～3 に示す各事項を踏まえ、調査を円滑かつ確実に実施するため調査問題の作成、システム搭載、配送、MEXCBT の結果データ確認、採点・集計・分析、結果提供などの一連の仕組みを構築し、必要な設備を準備の上、調査を実施すること。

- 県、市町村教育委員会、学校が基本情報登録、資料提供、MEXCBT の結果データ確認、調査実施報告、調査結果提供を行うための WEB システムを整備すること。
- 令和 5 年 10 月から 11 月の期間で、WEB システムを用いて学校の基本情報を収集し、実施規模の把握や連絡方法の確保を行うこと。

(3) CBT システム

ア CBT システム

- 児童生徒の教科に関する調査と質問調査で使用する CBT システムは MEXCBT とすること。MEXCBT の使用方法については、「文部科学省 CBT システム運用支援サイト」の各種マニュアル・資料を参考にすること。
- 調査対象市町村・学校は MEXCBT を使用できる環境が整っているものとする。
- 学習 e ポータルは各市町村が導入しているものを使用すること。

イ 調査フォームの作成

- 調査問題を確実に実装する体制を整え、問題搭載作業を行うこと。ただし、必要に応じて MEXCBT に問題を搭載するためのアカウントは県から提供する。

ウ 調査環境

- 調査時点で整備される各学校の端末、通信環境を使用する。
- 県内は WindowsOS、iPadOS、ChromeOS の三種の OS の端末が用いられている。

エ その他

- 学校及び市町村教育委員会に対する調査については、MEXCBT もしくはその他の WEB システムを使用する。

(4) CBT 体験の実施

埼玉県学力・学習状況調査 CBT を確実に実施するための体験問題を MEXCBT に搭載し、CBT の流れを学校が事前に CBT 体験ができるようにすること。

- 体験問題は個人番号の二次元コードの読み込みや MEXCBT の操作（ドラッグアンドドロップや数式エディタなど）、調査の終了確認等を体験できるものとし、MEXCBT に搭載すること。
- 体験問題は 12 月中旬までに搭載すること。
- 体験問題の作成手順は、事前に県と協議を行い、原案を作成する。その後、県の指示に従い修正・追記等を行うこと。
- 県から提供される CBT 体験の MEXCBT の結果データを確認し、学校ごとに受検した個人番号を整理したデータを県、市町村、学校が WEB システムで確認できるようにすること。

(5) 実施マニュアル・保護者用リーフレットの作成

ア 実施マニュアル

- 本仕様書、別紙1～3に示す各事項を踏まえ、調査に参加・協力する各教育委員会・学校が調査の仕組みや実施手順等を正しく理解できるための実施マニュアルを作成すること。
 - 実施マニュアルの作成に当たっては、平成27年度から令和5年度の調査実施状況を踏まえ、より分かりやすいものとする。
 - 実施マニュアルは、「調査担当者用（小・中共通）」・「小学校向け教室監督者用」・「中学校向け教室監督者用」の3種類を作成し、デジタル版をWEBシステムで各市町村教育委員会、学校に提供すること。
 - 作成手順は、事前に県と記載内容について協議を行い、実施マニュアル案を作成し提示する。その後、県の指示に従い修正・追記等を行うこと。
- イ 保護者用リーフレット
- 保護者に対して調査の目的・活用方法等が理解できるように作成すること。
 - 全学年対象としたリーフレットを作成し、WEBシステムで学校に提供すること。
 - 作成手順は、事前に県と記載内容について協議を行い、県より提供する原案を基に作成する。その後、県の指示に従い修正・追記等を行うこと。

(6) 児童生徒向け注意喚起動画の作成

- 児童生徒向けにトラブルにつながる事例（学習 e ポータルのログインや個人番号の取扱い、二次元コードの読込、問題の終了方法等）を注意喚起するための動画を作成すること。
- 本動画は調査実施直前又は前日に閲覧することを想定して、5分程度で作成すること。
 - 動画は調査当日や前日に、教室に設置している大画面モニター等で閲覧することを想定して作成すること。
 - 動画はWEBシステムからダウンロードする方式で、学校に提供すること。

(7) 実施説明会の運営補助

本調査の仕組みや実施手順の理解を深めるために、調査に参加・協力する市町村教育委員会及び学校に対して、県が開催する実施説明会の運営補助を行うこと。受託者は、実施説明会資料の作成、配信用の会場・機材の確保、動画の確認等を行う。実施説明会は録画し、各学校が後日視聴できる環境を構築する。実施説明会に係る費用は受託者の負担とする。

- 開催時期 令和6年2月上旬
- 開催回数 1回
- 開催方式 同時双方向オンライン実施説明会
- 配信方法 作成した動画を各学校がアクセスできる環境及び各市町村教育委員会が所管する学校の視聴状況を把握できる環境を構築する。なお、動画データへのアクセスに当たり、ID/パスワードを設定するなど、セキュリティ対策を講じる。

※開催時期、開催回数、開催方式等は予定であり、変更する場合がある。

(8) 調査問題等の作成・搭載及び問題検討委員会の運営補助

ア 教科に関する調査問題

(ア) 教科に関する調査問題の作成・搭載

- 調査問題は各学年1教科30～35問程度として、難易度、教科の領域等のバランスを考慮して問題セットの作成を行うこと。

- 経年変化を測定するに当たっては、調査問題の一部を共通化する必要があることから、問題セットは埼玉県から提供する平成27年度から令和5年度調査でを使用した問題を5割程度、新たに作成する問題を5割程度で作成すること。
 - 新たに作成する問題の作成手順は、事前に県と協議を行い、原案を作成すること。その後、問題検討委員会における修正指示に従い、修正・追記等を行うこと。
 - 新たに作成する問題のうち、各学年・教科2問程度「アニメーションや映像などのCBTならではの問題（ドラッグアンドドロップやマトリクス表などの解答形式ではなく、動画や図を動かすなどの出題形式で工夫した問題）」を作成すること。
 - 出題の形式は、選択式問題を約67%、短答式問題を約30%、記述式問題を約3%を基本として、教科の特質や児童生徒の発達の段階に応じて、適切に構成すること。
 - 英語はリスニング問題を含むものとして、リスニング用音声データを作成し、リスニング用CDを各学校に送付すること。
 - 作成した問題は児童生徒にとって分かりやすく、見やすい配置になるよう工夫してMEXCBTに搭載すること。また、搭載完了後に、問題画面が確認できるデータを県に提供すること。
 - MEXCBTへの問題搭載時は、利用範囲、タイマー設定、終了案内設定、自動採点等の設定について、県の指示に従い行うこと。
 - 各調査問題は令和6年3月上旬までに搭載し、MEXCBTの動作、見え方の確認を事業者が行うこと。その後、県が調査問題の事前確認を行い、県の指示に従い修正等の対応を3月末までに行うこと。
 - 通常問題に加えて、各学年・教科のルビ振り版の問題を作成すること。
 - 次年度以降の調査の設計が円滑に実施できるよう、調査問題の設計に関する資料を作成し、提出すること。
 - 調査問題は範囲、内容、構成、形式等は別紙2「教科に関する調査問題の概要」を参照すること。
 - 各問題の採点基準や解答類型を作成し、採点を円滑に行えるよう準備すること。
- (イ) 教科に関する調査問題の取扱い
- 調査問題は学力の伸び（経年変化）の測定精度を担保するため、原則非公開とする。ただし、学校において調査結果に基づく指導が行えるよう、翌年度以降の調査の測定精度を損なわない範囲で調査問題の一部を公開できるようにすること。
 - 調査問題と併せて、配布用の出題趣旨一覧表を記した資料を作成し、県に提供すること。
 - 作成した調査問題の管理のために、必要な情報を整理したデータを県に提供すること。
- (ウ) 問題検討委員会の運営補助
- 問題検討委員会の資料の作成、委員会への参加・助言等の運営補助を行うこと。また、問題検討委員の確認後、指示に従い問題の修正を行うこと。
- (予定)
- ・ 検討委員の人数 各教科13名程度、計65名程度
（小学校 国・算、中学校 国・数・英）
 - ・ 開催時期 令和5年11月上旬、令和6年1月中旬
 - ・ 実施回数 2回

- ・内 容 第1回 受託者から提示された問題の検討及び修正案の提示
- 第2回 受託者が修正した問題についての検討、校正等

イ 質問調査

(ア) 児童生徒に対する質問調査

- 問題数は各学年 100 問程度とする。問題は県が作成し、提供する。
- MEXCBT で全学年実施するため、問題は令和6年3月上旬までに搭載し、MEXCBT の動作、見え方の確認を事業者が行うこと。その後、県が問題の事前確認を行い、県の指示に従い修正等の対応を行うこと。
- 児童生徒における質問調査の項目については、県が指示する集計方法に従い、定量的に集計を行うこと。
- 事業者が集計方法を各項目に設定する際に、必ず誤りのないように複数回の確認を行うとともに、各項目の集計方法や設定したスコアは必ず県に確認を行い、了解を得ること。

(イ) 学校及び市町村教育委員会に対する質問調査

- 全ての実施校において、MEXCBT もしくはその他の WEB システムで実施する。問題数は小学校 180 問程度、中学校 170 問程度とする。問題は県が作成し、提供する。
- 市町村教育委員会に対する質問調査を MEXCBT もしくはその他の WEB システムで実施する。問題数は約 50 問とする。問題は県が作成し、提供する。
- MEXCBT もしくはその他の WEB システムへの問題搭載、動作確認は事業者が行い、最終確認を県が行えるようする。また、県の修正依頼に応じて修正を行うこと。

(ウ) 質問調査内容一覧の作成

県において作成した調査問題の経年比較ができるよう、平成27年度から令和6年度までの学年ごとの質問調査内容を一覧できる表を作成すること。

(9) 教科に関する調査の測定

ア 学習内容の定着度の測定

児童生徒並びに同一学年の児童生徒で構成される学校、市町村及び県単位の集団における、調査対象学年の前学年までの学習指導要領で求められている学習内容についての理解の状況を設問別正誤、観点別正答率、教科全体の正答率等の指標により測定すること。

イ 学力の伸び（経年変化）の測定

埼玉県から提供する平成27年度から令和5年度調査の実施結果をもとに令和6年度の調査において、学力の伸び（経年変化）を測定すること。測定する内容は以下の（ア）のとおりとし、測定手法については、（イ）に基づくものとする。

(ア) 測定する内容

- 同一の児童生徒並びに同一学齢の児童生徒で構成される学校、市町村及び県単位の集団について、学年の進行に伴う学力の変化の状況を測定する。
- 同一学年の児童生徒で構成される学校、市町村及び県単位の集団について、調査年度間の学力の変化の状況を測定する。

(イ) 測定手法

- IRT（項目反応理論）を活用して、学力の伸び（経年変化）を適切に測定すること。
- 埼玉県から提供する平成27年度から令和5年度埼玉県学力・学習状況調査、令和3

年度から令和4年度 CBT 導入推進事業の実施結果をもとに令和6年度調査において学力の伸び（経年変化）を適切に測定すること。

- 測定方法（分析手順、分析に使用するソフトウェア等）は、県から提供する資料を参考にして、過年度調査から継続性をもって行うこと。

（ウ）経年変化を測定するために必要となる情報の提供

今後複数年にわたり調査を継続するに当たり、同一の尺度で経年変化を測定するために必要となる情報（受託者の事業活動上の正当な利益を害するおそれのある機密情報等を除く。）を県に提供すること。

（10）調査に関する必要な資材の作成

英語のリスニング用 CD と聴覚障害者用リスニングスクリプトを、以下の必要部数作成すること。

- リスニング用 CD (各学級 1 枚＋予備) 中2 約 1,950 枚 中3 約 1,950 枚
- 聴覚障害者用リスニングスクリプト 中2 約 50 部 中3 約 50 部
- ※ 上記は概数であって、実際の調査に当たっては枚数及び部数とも増減することがある。

（11）個人の調査結果を継続して把握する仕組みの構築

複数年度にわたり個人の結果を継続して把握するため、以下に留意した仕組みを構築し、運用すること。

- 過年度調査より県が付与している個人番号を使用すること。小学校第4学年については県の提供する規則に従い、人数分の番号を作成すること。
- 児童生徒の転校（県内及び県が指定する他県自治体）、小学校から中学校への進学など、児童生徒個人に異動・進学があった場合や、前年度の調査を未受検であった児童生徒なども継続して把握できるような仕組みにすること。
- 仕組みの運用に当たって、学校・市町村教育委員会に過度の負担をかけないように配慮すること。
- 学校で児童生徒1人につき1枚の個人番号票が作成・印刷できるように、個人番号を管理するための様式（個人番号管理表）を作成し、WEBシステムで学校に提供すること。
- 個人番号票（組、個人番号等を記載予定）をもとに児童生徒が問題セット1問目に配置された基本情報入力画面に個人番号等を入力することで、1人1人の解答（回答）データと個人番号を紐づけて取得すること。
- 個人番号票は令和6年度調査で作成したものを令和6年度以降の調査でも継続して使用できるように、様式を作成すること。

（12）配送の実施

学校や教育委員会等に対し、指定された時期に、適切な数量のリスニング用 CD や個人結果票を配送する仕組みを構築し、実施すること。

- リスニング用 CD は調査実施期間の前日までに埼玉県教育委員会、埼玉県立総合教育センター、各教育事務所、市町村教育委員会、学校に配送を行うこと。
- 個人結果票は令和6年8月6日（火）までに学校に配送を行うこと。
- 学校別に仕分けした採点結果及び調査結果資料は、情報漏えい防止のための措置（簡易

包装等)を講ずること。

- 資材の不足に備えて、予備資材を作成し、緊急配送に対応できるようにすること。対応方法や予備資材の部数については、県と協議して決定する。

(13) MEXCBT の結果データ確認

県から提供される MEXCBT の結果データを確認し、児童生徒の個人番号を過去の個人番号と正しく紐づけできるようにすること。

- 県から提供される MEXCBT の結果データを確認し、学校ごとの受検した個人番号を整理したデータを県、市町村、学校が WEB システムで確認できるようにすること。また、MEXCBT の結果データの更新に応じて、調査期間中に確認データを複数回更新し、学校が確認できるようにすること。
- 県から提供される MEXCBT の結果データから、個人番号や UUID の重複を確認し、速やかに県に報告を行うこと。また、学校への確認が必要な場合、コールセンターから確認し、再受検が必要な場合の対応も行うこと。
- 調査の再実施期間は令和6年5月24日(金)までとする。また、やむを得ない事情により、再実施期間での実施が難しい学校に対する再々受験期間を令和6年5月30日(木)として、実施上限は10%の学校以内に対応すること。
- 令和6年5月30日(木)以降に、受検したにもかかわらず結果データが取得出来ない児童生徒がいた場合、県の対応に可能な限り協力すること。

(14) 採点の実施

採点の実施においては、正確性、情報漏えいの防止の観点などを踏まえて、詳細な採点マニュアルの整備、採点者向け事前研修等を行うなど、確実に採点業務が実施できる仕組みを構築すること。

- 採点ミスや採点基準のブレを防ぐため、採点作業中においても継続的に県への報告と協議を行い、必要に応じて採点作業の調整・修正を行いながら実施すること。
- 採点業務の従事者に対しては、問題及び正答、判定基準、疑義が生じた場合の処理、秘密保持等については事前に十分な教育を行うこと。
- 県から提供される MEXCBT の結果データ(CSV形式)を用いて採点を行うこと。
- 自動採点ができない問題(短答式問題、記述式問題)については、採点者の目視による採点を行うこと。ただし、問題によっては、自動採点により1次採点を行い、不一致だったものについてのみ目視による採点を行うなどの工夫を行うこと。

(15) 集計・分析の実施及び分析検討委員会の補助

集計においては、正確性、情報漏えいの防止の観点などを踏まえて、円滑かつ確実にを行うための仕組みを構築し、実施すること。

- 集計は事前に計算式、ロジック等を県に提供し、県の了解を得た上で実施すること。
- 集計・分析において、曖昧な点、不明な点等あれば、必ず県に確認を行い、了解を得た上で実施すること。
- 分析については、児童生徒の学習内容の定着度の把握及び学力の経年変化(伸び)を測定できるよう、IRT(項目反応理論)を応用した統計的処理を用いること。県学調の過去

の分析結果やIRT分析に用いている計算式は県から提供する。

- 調査結果の分析については本調査のねらいが確実に反映されるよう、県が指名・招聘する委員が、調査結果の分析を行う。受託者は会場の準備等（費用負担を含む。）の運営補助を行うこと。

（予定）

- ・分析検討委員の人数 各教科8名程度、計24名程度（小学校 国・算、中学校 国・数・英）
 - ・開催時期 令和6年9月から12月
 - ・実施回数 2回程度
- ※実施回数等は予定であり、変更する場合がある。

（16）調査結果資料の作成・提供

次のとおり調査結果資料を作成し、提供すること。なお、15「個人票」については児童生徒用に紙媒体、学校用に電子媒体（PDF等）、その他の資料は電子データ（CD-ROM等）で提供すること。また、調査結果資料については、データの誤りがないよう十分な確認を実施すること。

資料種別	番号	資料名	必須項目	提供先
素データ	1	教科に関する調査素データ	教育事務所、市町村、学校、児童生徒、設問ごとの解答類型別の解答状況	県教育委員会等、市町村
	2	教科に関する調査正誤データ	教育事務所、市町村、学校、児童生徒、設問ごとの正・誤・無解答の状況	県教育委員会等、市町村
	3	児童生徒質問調査素データ	教育事務所、市町村、学校、児童生徒、設問ごとの回答類型別の回答状況	県教育委員会等、市町村、学校
	4	学校質問調査素データ	教育事務所、市町村、学校、設問ごとの回答類型別の回答状況	県教育委員会等、市町村、学校
	5	市町村質問調査素データ	教育事務所、市町村、設問ごとの回答類型別の回答状況	県教育委員会等、市町村
集計データ	6	教科に関する調査解答状況に関するデータ	県、教育事務所、市町村、学校、設問ごとの解答類型別の解答率	県教育委員会等、市町村、学校
	7	教科に関する調査正答率、学力値、学力のレベル	県、市町村、学校、教科、観点、内容、設問ごとの正答率、学力値、学力のレベル	県教育委員会等、市町村、学校
	8	教科に関する調査市町村別正答率及び学力値、学力のレベルの一覧表	市町村別教科別正答率及び学力値、学力のレベルの一覧	県教育委員会等、市町村
	9	質問調査集計データ①	県、教育事務所、市町村、学校、設問ごとの回答率（グラフを挿入したものとデータのみの一覧）	県教育委員会等、市町村、学校
	10	質問調査集計データ②	県、教育事務所、市町村、学校、児童生徒ごとの学習方略や非認知能力などに関する質問への回答状況の集計	県教育委員会等、市町村、学校
	11	各実施主体の集計データ一覧	県、教育事務所、市町村、学校ごとの平成27年度調査からの学力値、学力のレベル等の情報一覧	県教育委員会等、市町村、学校
	12	「規律ある態度」達成目標集計データ	質問調査「規律ある態度」の県、教育事務所、市町村、学校ごとの回答率	県教育委員会等、市町村、学校

資料種別	番号	資料名	必須項目	提供先
	13	指標に関する集計データ	小学校・中学校段階における1か年及び2か年単位での学力のレベル及び規律ある態度が伸びた児童生徒の人数及び割合	県教育委員会等
個人票等	14	教科に関する調査採点結果	<ul style="list-style-type: none"> 設問ごとの正・誤・無解答の解答状況 設問ごとの県平均正答率（概算） 学力（学力値と学力のレベル）の伸び（経年変化）の状況 	県教育委員会等、市町村、学校
	15	教科に関する調査個人票 ※カラー印刷とする	<ul style="list-style-type: none"> 教科、観点、内容別正答率等 教科の学習に関するアドバイス 質問調査「規律ある態度」の回答状況 学力の伸び（経年変化）の状況 正答率ごとの分布一覧 各教科・領域における解答時間 県平均と比べて時間をかけた問題（2問） 	学校、児童生徒
	16	教科に関する各実施主体の調査結果票	<ul style="list-style-type: none"> 県、教育事務所、市町村、学校ごとの学力（学力値と学力のレベル）の伸び（経年変化）の状況 教科、観点、内容別正答率等 	県教育委員会等、市町村、学校
分析データ	17	個人マスター	令和元年度からの調査受検者の個人番号、在籍学校、学年、組出席番号、学力値、学力のレベル等の基礎情報が各種の条件で抽出可能なデータベース	県教育委員会等、市町村
	18	学力分析データ①	児童生徒ごとの学力のレベル・伸び・学習方略・非認知の値の一覧	県教育委員会等、市町村、学校
	19	学力分析データ②	県、市町村、学校、児童生徒ごとのIRTを用いた調査結果	県教育委員会等、市町村、学校
	20	学力分析データ③	県、市町村、学校、児童生徒ごとの学力（学力値と学力のレベル）の伸びの状況	県教育委員会等、市町村、学校
	21	学力分析データ④	県、市町村、学校ごとの異なる年度の同学年の経年変化の状況	県教育委員会等、市町村、学校
	22	学力分析データ⑤	県、市町村、学校ごとの伸ばした児童生徒、伸びなかった児童生徒の割合	県教育委員会等、市町村、学校
	23	学力分析データ⑥	市町村、学校ごとの学力値が上位・下位それぞれ10%、25%の児童生徒の割合とその児童生徒を伸ばした割合	県教育委員会
	24	学力分析データ⑦	県、市町村、学校ごとの学力値分散	県教育委員会
	25	学力分析データ⑧	学校、学年、教科ごとの正答率・学力のレベル、学力の伸びの一覧	県教育委員会
	26	学力分析データ⑨	調査実施年度の平均正答率、平均学力のレベル、学力の伸びの平均を前年度の学年クラスで集計したもの	県教育委員会等、市町村、学校
	27	ログ分析データ	県、学校における各問題の平均解答時間、児童生徒における各問題の解答時間、見直し時間等	県教育委員会等、市町村、学校
	28	クロス集計データ	質問調査と教科に関する調査のクロス集計	県教育委員会等、市町村、学校
29	G-P分析データ	各学年、各教科の分析データ	県教育委員会等	
その他	30	分析・集計用データ	学習方略等のグラフ等、県が独自で分析・集計を行う際に加工等が行いやすいもの その他項目や形態については別途指示	県教育委員会
	31	誤答データ	解答類型でその他に分類された回答データ（提供範囲は適宜指示する。）	県教育委員会
	32	研究者提供用データ	素データ、テスト情報、ID マスタを以下の二つの条件で、それぞれ作成する。 ①管理用IDを付与したデータ ②管理用IDを乱数化したデータ ※管理用IDとは個人番号、市町村ID、学校ID等のことをさす。	県教育委員会
	33	調査実施児童生徒数	小・中学校等の学校別受検者数の一覧	県教育委員会
	34	回答（解答）用紙画像データ	全児童生徒の回答（解答）用紙画像データ	県教育委員会

- ※ 県教育委員会等とは、埼玉県教育委員会、埼玉県立総合教育センター、埼玉県東部・西部・南部・北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所をさす。
- ※ 必須項目は、当該資料作成に当たり必ず入れる項目である。
なお、必須項目に記載がない内容について、調査目的に資すると考えられる内容について提案することを妨げない。
- ※ 必要に応じて、上記資料の統合・集約、廃止又は新規資料の作成を指示することがある（令和5年度以前の調査結果も含む場合がある。）。
- 資料の作成に当たっては、平成27年度からの経年変化が分かるようにすること。
- 資料の作成に当たっては、提供先である児童生徒・学校・教育委員会等が、それぞれに本調査の目的の達成に向け十分活用できる内容及び提供方法となるよう工夫すること。
- 調査結果資料等の誤配送・調査結果の確認及び採点・集計ミスの修正等に対応する仕組みを構築し、迅速かつ適切に対応すること。
- 結果資料の設計・作成に当たっては、提供先が活用しやすいように十分に考慮すること。
- 調査結果返却後に個人番号の紐づけエラーで誤りが発覚した場合は、令和6年10月中旬まで個人結果票の修正を行い、電子データで学校に提供すること。
- 各データの納品時期については、県の指示する時期に行うこと。県の想定する納品時期は、個人結果票と学校向け帳票データを8月6日（火）まで、市町村向けデータを8月21日（水）まで、県・教育事務所向け帳票データ8月30日（金）までとする。

（17）分析支援プログラムの作成

市町村教育委員会及び学校において調査結果の分析ができるよう、県が提供する分析支援プログラムをもとに作成すること。

分析支援プログラムは、本調査の教科に関する調査、質問調査及び双方の相関についてのクロス集計等の分析ができるものとして、調査結果資料と併せて提供すること。

（18）調査実施に当たっての連絡調整窓口の設置

調査の実施に当たっては、市町村教育委員会、学校等からの問い合わせに対応するために専用の連絡調整窓口を設置すること。

- 連絡調整窓口の設置期間は学校基本情報収集の期間（3週間程度）、調査実施期間の2週間前から調査実施後の4週間までの期間（2か月程度）、結果返却後の期間（3週間程度）とする。
- 特に問い合わせが集中する調査実施期間やMEXCBTの結果データにおけるエラー対応については確実に対応できる回線数・人員（ピーク時は最低限4回線・8名）を確保すること。

（19）情報セキュリティを確保するための措置

調査問題の作成、システム搭載、配送、MEXCBTの結果データ確認、採点・集計・分析、結果提供など、事業全体を通して、機密の保持や個人情報の取扱いの遵守を図るために必要な措置を講ずること。また、事業全体を通して想定されるリスク（個人情報及び機密情報に関する破損・紛失・漏えいなど）を最小化するための方策を講ずること。

- 緊急事態や不測の事態（感染症等の影響を含む）に対応するための対応マニュアルを契

約締結後3週間以内に作成し、その履行に必要な体制を整備すること。

- 受託者は、情報セキュリティ管理について、「個人情報保護に関する法律」、埼玉県の「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ特記仕様書」、「県庁 LAN セキュリティ個別実施手順」及び関係市町村の「情報セキュリティポリシー」等関係する各規程に従うものとする。
- 契約締結後速やかに本事業のためのセキュリティポリシーを県と協議の上策定し、各工程においてセキュリティポリシーの徹底を行うことにより、情報漏えい等、不具合の発生を防止すること。
- 調査資料の設計・作成・配送、採点・集計、結果提供に当たっては、別紙3により、情報漏えい等の防止のための措置を講ずるとともに、不測の事態にも迅速に対応することができるようにすること。
- 各工程で発生した調査に関する資料について、県が指定する時期に、適切に廃棄すること。

(20) 納入品の検収

納入品について、仕様書記載事項が満たされていることを、県が年度ごとに確認したことをもって検収とする。

(21) 事業全体の管理

受託者は事業のスケジュール・進捗状況や経理状況等を適切に管理すること。事業の各工程の連携を図るとともに、関係機関との役割や責任を明確化し、全体のマネジメントを適切に行うこと。

- 受託者は、契約締結時に業務責任者を定め、委託業務実施期間中の報告・連絡・協議等は原則その者が対応すること。
- 事業全体の円滑・適正・効率等の観点から必要と認められる場合は、委託する業務の一部を他の事業者にも再委託することは可能だが、予め書面による承認を受けること。また、その際関係する事業者の役割や責任を明確化し、全体の管理・運営を適正に行うこと。
- 県が業務内容の改善を指示した場合には、業務内容の改善計画書を提出し、県の上を待たずに速やかに改善すること。
- 学校の状況を踏まえ、より効率的な実施ができるよう、改善・研究に努めること。
- 受託者は委託者による本委託業務へのかかわりについても適切に管理を行い、委託者が分担する作業や意思決定を行う際に、IRT 等に関する知見に基づき情報提供や助言を行うよう努める。
- 緊急事態や不測の事態（感染症等の影響を含む）に対応するために、受託者は予測できる影響を委託者へ事前に報告・連絡を行い、必要な措置を講ずること。
- 委託者は、自らが分担する作業の実施、受託者から求められた資料などの提供、並びに仕様及び課題の解決方法に関する意思決定を適時に行うなど、本委託事業を円滑に進行させるために必要な協力をする。

(22) 事業者間の引継

次年度以降の調査の実施に当たり、事業者間で引継が必要となる事項については、次年度以

降の受託業者への引継に協力すること。

県においては、今後行われる本調査の委託事業において利用可能なプログラムの著作物（以下「対象プログラム」という。）の複製物及び対象プログラムのシステム設計書等の資料を、次年度以降の受託業者の求めに応じ、提供することとする。（複製物の提供は、県が現に著作権を有するプログラムに限る。）。

受託者は、本委託事業において使用する対象プログラムを自ら開発し、又は改変した場合、県に著作権を譲渡する対象プログラムについては、その複製物の作成や設計書等の資料の提供に協力すること。

特に、経年変化を測定するために、本調査の集計に使用した過年度を含むマスタデータ（学力値、児童生徒質問調査等）の引継ぎを行うこと。

(23) 作成物の電子媒体での提供

調査問題・解答（回答）等、本事業で作成した資料等はホームページ等で配信できる形の電子媒体で県に提供すること。

(24) 守秘義務

本調査事業の実施で知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。また、当該情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。なお、当該情報は県が指定する時期に適切に廃棄すること。

(25) 著作権等の帰属について

- 本調査に係る問題、分析資料等（国語の問題文等の原著作権及び、この事業開始前から受託者又は第三者が著作権を有するプログラム等は除く。）、をはじめとした全てのものの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利））は、県に帰属するものとする。
- 県及び県の指定する者に対し、著作者人格権（著作権法第18条（公表権）、第19条（氏名表示権）及び第20条（同一性保持権））を行使することができないものとする。
- 調査問題及び報告書に使用する著作物等の使用許諾については、受託者において適切に処理するものとする。

(26) 調査に関する統計情報等の提供

受託者は、委託者が調査の内容や設計を検証し、改善を行うために必要となる統計情報や調査の設計に関する情報を提供すること。

(27) 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、県と適宜協議を行うものとする。

別紙1 委託業務のスケジュール

令和5年度

	時 期	内 容
令和5年	1 1月上旬	第1回問題検討委員会
	1 1月下旬	学校基本情報の収集
	1 2月中旬	CBT 体験問題の搭載
令和6年	1月中旬	第2回問題検討委員会
	1月下旬	実施マニュアル・保護者用リーフレットの完成
	2月上旬	実施説明会の開催
	3月下旬	調査問題の搭載

令和6年度

	時 期	内 容
令和6年	4月下旬	リスニング用 CD の送付
	4月下旬～5月下旬	調査実施
	5月下旬	MEXCBT の結果データ確認
	8月上旬～下旬	調査結果資料等の送付、分析支援プログラムの提供
	9月～12月	分析検討委員会

教科に関する調査問題の概要

1 調査問題の作成方針

- (1) 小・中学校等における平素の学習を重んじ、小・中学校学習指導要領に示されている内容について作成する。その際には、学年間や学校段階間での内容の系統性を重視しつつ、基礎的・基本的な知識・技能と、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等が児童生徒に定着しているかをみる問題となるよう留意する。
- (2) 調査問題は学習指導要領で定められている学習内容の定着度の把握及び年度以降の調査において学力の伸び（経年変化）を測定することを踏まえて作成するものとする。
- (3) 具体的な調査問題の出題範囲、内容、構成等については、今後県が定める「埼玉県学力・学習状況調査問題作成基本方針」を踏まえて、調査問題を作成するものとする。

2 調査の対象学年及び対象教科

小学校第4学年から第6学年まで	国語、算数
中学校第1学年	国語、数学
中学校第2学年及び第3学年	国語、数学、英語
義務教育学校第4学年から第9学年まで	小・中学校の該当学年に準ずる

3 調査問題の範囲

- (1) 小学校等
小学校学習指導要領（平成29年告示）に示された内容で、各学年とも前学年までの学習内容（前学年の学習内容を中心とする）を範囲とする。
- (2) 中学校等
中学校学習指導要領（平成29年告示）に示された内容で、各学年とも前学年までの学習内容（前学年の学習内容を中心とする）を範囲とする。ただし、中学校第1学年については、小学校学習指導要領（平成29年告示）に示された内容で小学校第6学年までの学習内容（小学校第6学年を中心とする）を範囲とする。

4 調査の内容等

- (1) 教科に関する調査問題の内容は、基礎的・基本的な知識・技能をみる問題、基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等をみる問題を含むものとする。

〈「思考力・判断力・表現力等をみる問題」の例〉

- ・日常生活の中の問題解決が含まれている問題
- ・複数の資料を比較して考えることが必要になる問題
- ・2つ以上の知識・技能の活用が求められる問題

- (2) 教科に関する調査問題は、児童生徒の学習内容の定着度をバランスよく把握するため、出題する領域等や問題の難易度等に偏りがないようにする。問題の作成に当たっては「埼玉県学力・学習状況調査」、「全国学力・学習状況調査」、「埼玉県公立高等学校入学者選抜」の問題の出題のねらいや難易度等を参考にすること。
- (3) 調査問題で資料や図表を用いる場合には、児童生徒が使用する教科書の資料や図表等の確認を行うことにより、採択教科書によって有利不利が生じないようにする。また、資料や図表の出典先の確認を行うなど、資料等の信頼性の確保に努める。
- (4) 全体の問題量は、県の定める調査時間内に児童生徒が取り組める量とする。

5 調査問題の構成、形式等

- (1) 調査問題は大問と小問から構成する。
- (2) それぞれの小問は、他の小問の正誤に左右されないようにする。
- (3) 出題の形式は、「選択式」「短答式」「記述式」とし、教科の特質や児童生徒の発達の段階に応じて、適切に構成する。

6 調査問題作成上の留意点〈教科別〉

(1)国語

学習指導要領に示された内容を踏まえ、問題は3領域（「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」）、3事項（「言葉の特徴や使い方に関する事項」、「情報の扱い方に関する事項」、「我が国の言語文化に関する事項」）を考慮し、作成する。

ただし、各学年の学習範囲において判断が難しい場合は、県内で採択されている教科書を確認して判断を行い、必ず県に確認をすること。

(2)算数

学習指導要領に示された内容を踏まえ、問題は4領域を考慮し、問題を作成する。

4領域は以下のとおり

- ・小学校1～3年 数と計算、図形、測定、データの活用
- ・小学校4～6年 数と計算、図形、変化と関係、データの活用

(3)数学

学習指導要領に示された内容を踏まえ、問題は4領域（「数と式」「図形」「関数」「データの活用」）を考慮し、問題を作成する。

(4)英語

学習指導要領に示された内容を踏まえ、問題は3領域（「聞くこと」「読むこと」「書くこと」）を考慮し、問題を作成する。

また、問題の作成に当たっては、学習指導要領に示された「言語の使用場面や言語の働き」を踏まえ、多様な場面設定等を行うこと。

別紙3 情報セキュリティを確保するための措置

1 作業場所及び情報システムの設置環境における物理的セキュリティ

(1) 入退出について

- ア 作業場所・作業過程及び情報システムの設置環境におけるセキュリティの責任者を定めること。
- イ 立ち入ることができる者（以下「関係者」という。）を最小限に限定すること。また、作業者を最小限に限定するとともに、作業者に対する管理・監督を徹底すること。
- ウ 関係者以外の立入を禁止すること。また、関係者以外の立入を防止するための措置を講ずること。
- エ 関係者の入退出時における本人確認を行うこと。
- オ 関係者の入退出記録を取り、保存すること。
- カ 作業時間外において、施錠もしくは人的または機械的警備を行い、立入を防止するための措置を講ずること。

(2) 情報・機器の持ち出しについて

- ア 原則、本事業に係る情報の持ち出し、電子記録媒体（情報の記録を行うことのできるスマートフォン、カメラ付き携帯電話などの個人所有の機器を含む。）の持ち込みを禁止すること。また、本事業に係る情報及び機器の持ち出し、電子記録媒体の持ち込みを防止するための措置を講ずること。
- イ 本事業に係る情報及び機器の持ち出しを可能とする者を最小限に限定すること。また、持ち出す場合はセキュリティの責任者の承認を必要とし、持ち出しについて適切に管理すること。

2 情報セキュリティ

(1) 情報システムへのアクセスについて

- ア 学校、教育委員会、児童生徒の解答、採点結果に関する情報を管理するシステムについては、県が特に必要と認める場合を除き、本事業に利用している期間、その他のネットワークから独立させること。
- イ 情報システムについて、各種のアクセス制御、ウィルス対策、ファイル共有ソフト（ウィニー等）対策、脆弱性対策等を実施し、不正アクセス等の脅威から適切に保護すること。
- ウ 各作業場所で使用するモバイル機器について、各種のアクセス制御、ウィルス対策、ファイル共有ソフト（ウィニー等）対策、脆弱性対策等を実施するとともに、作業場所以外での使用を禁ずること。
- エ 情報システムへのアクセスを可能とする者（以下「認証者」という。）を最小限に限定すること。また、認証者のアクセスや改変の可能な範囲を、作業内容に応じて限定するとともに、認証者に対する管理・監督を徹底すること。
- オ 情報システムへのアクセスの記録を取り、保存すること。また、定期的に分析すること。
- カ 本事業に係る情報の流通、処理において、情報の追跡を可能とすること。

(2) 緊急時の対応について

- ア 大規模な災害や障害が発生した場合に、情報システムについて、機能の継続または迅速な復旧が可能となる措置を講ずること。
- イ 特に重要な情報システムについては、24時間体制で監視されていること。
- ウ 情報のバックアップ用の複製を定期的に作成し、防火金庫等に保管すること。

3 輸送過程における物理的セキュリティ

- (1) 問題冊子、解答（回答）用紙及び結果の提供資料については、貴重品と同程度のセキュリティを付加して輸送すること。
- (2) 輸送過程においては、本事業以外の一般配送物との誤配、紛失、盗難を防止するために必要な措置をとること。また輸送中の調査資材等の所在地や状況については、追跡が可能であること。
- (3) 輸送過程中の一時保管場所及び輸送車両においては、施錠もしくは人的または機械的警備を行い、輸送物の盗難を防止するための措置を講ずること。